



イラク戦争が浮き彫りにした 有事法案の危険



世界の平和秩序をむちゃくちゃにする アメリカの先制攻撃

アメリカは、世界の圧倒的な国や人々の反対にもかかわらず、イラク攻撃をしました。国連憲章をじゅうりんした無法な戦争です。アメリカはイラク攻撃を、例外としておこなったのではなく、先制攻撃を国の政策としています。しかし、国連憲章で武力行使が認められているのは、武力攻撃を受けて自衛権を発動する場合と、国連安保理が必要と決議した場合に限られています。先制攻撃は、世界の平和秩序をむちゃくちゃにするものとして、きびしく禁じられています。こんな無法で非人道的な戦争に協力するのが、有事法案です。

有事法案は「予測」「おそれ」でも、自衛隊が出動し、国民に協力義務をおわせます。

イラク戦争でも、アメリカはイラクが9.11のテロと関係があるとか、大量破壊兵器を持っているという「予測」で、半年も前から、中東で基地建設など戦争の準備をし、民間機を使って兵員を輸送しました。まさに有事法案の考え方ぴったりです。

ブッシュ戦略は国連憲章違反の先制攻撃戦略

「先制的に行動することによってわれわれの自衛権を使い、テロリストがわが国民とわが国にたいして危害を加えるのを阻止するために、もし必要なら単独で行動することもためらわない」(アメリカの国家安全保障戦略)2002年9月20日

どんな無法も支持 アメリカいいなりしかない日本政府

イラク戦争は、日本政府がどんなに無法なものであれ、アメリカの戦争を支持するということを、ハッキリさせました。有事法制特別委員会の中心となっている自民党の久間章生元防衛庁長官は、イラク戦争に日本は反対できないとのべ、「日本は米国は何番目かの州みたいなものだから」と説明しています(「朝日」2月14日付)。

たいへん恥ずかしい実態ですが、日本はアメリカのいうまに、従うというのが、自民・公明党の政府です。それだけに、有事法案が成立すれば、どんなに危険か、恐ろしくなります。

「イラク攻撃の次は北朝鮮」の危険性

政府は、イラク戦争でアメリカの戦争を支持した理由のひとつとして、北朝鮮問題をあげます。この北朝鮮問題が、有事法案を急ぐ最大の理由にもされています。とんでもないことです。「独裁者は危険」「大量破壊兵器を隠しているのではないか」「攻撃される前に先制攻撃する」——イラクを攻撃した論理を北朝鮮にあてはめるとどうなるでしょうか。先制攻撃し、朝鮮半島を破滅させるたいへんな戦争に道を開きかねません。

テボトンの発射など、北朝鮮には恐ろしい軍事国家のイメージがあります。一方、日本には100をこえる在日米軍基地があり、「殴り込み部隊」の海兵隊、空母機動部隊、強襲艦隊、攻撃機部隊も展開しています。日本海でも、大規模な日米共同演習がおこなわれ、日本は北朝鮮の動向をさぐる偵察衛星も打ち上げました。こうした動きを北朝鮮は「脅威」に感

じています。

こうして日本と北朝鮮がお互いに、軍事的緊張を高めることは、危険かつおろかなことです。拉致問題、植民地支配の清算の問題など、両国間の懸案を話し合いで解決し、国交正常化を実現することが、北東アジアの平和のために、なにより大切です。

有事法案をつくることは、アメリカの危険な戦略をアジアでも発動できる体制をつくることです。北朝鮮やアジアの国ぐにに、日本は戦争をおこなう準備体制を確立すると宣言するようなものです。これは、アジアに軍事的緊張と戦争をもたらす危険な道です。

日本と北朝鮮の軍事費

北朝鮮の「脅威」が宣伝されていますが、専門家の間では、まともな海軍力もない北朝鮮には、日本侵攻などできる軍事力がないというのは、常識になっています。軍事費を比べても日本は世界第3位の456億ドル。北朝鮮は21億ドルで、日本の20分の1(2002年版「世界軍事情勢」)。軍事力といふなら、近代化されている日本の方が圧倒的に優勢です。

修正しても中身は変わらない

与党は4月、有事法案について「修正案」を提案しました。その中心内容は、予測、おそれ、武力攻撃の3段階をまとめて「武力攻撃事態」としていたのを、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態(武力攻撃とその危険が切迫している事態)」のふたつに分けるというものです。「予測」と「おそれ」の違いがまったくあいまいで、国民から強い批判の声が高まったからです。しかし「修正」しても、鳩山邦夫有事特別委員長は「字句の修正があるが、中身はまったく同じ」と言っています。

国民の自由と権利も奪う

有事法案は、「憲法の保障する国民の自由と権利」に「制限が加えられる」(第3条)ことを明記しています。土地・建物・物資が強制的に使用・収用されるなど所有権・財産権が侵害されるだけでなく、知る権利や思想・良心の自由も奪われます。政府は、集会・報道の自由も「公共の福祉に反しない限り」(福田官房長官)と制限することを認めています。

「国民保護法制」のねらいは 国民の統制と動員

政府・与党は国民保護法制の制定を急ぐとしています。国民保護法制というと、あたかも国民を「保護」するためのように宣伝できるからです。しかし、その内容は、政府の指示のもとに、地方自治体や、指定公共機関だけでなく、国民や、民間の防衛組織、ボランティアまで組み込む社会全体の「戦争協力システム」です。

住民の避難、土地・建物の一時使用・収容、警戒区域の設定から、死者の埋葬の特例などがあげられ、従わない人には罰則がつきます。また、国民が協力中に死亡・負傷した場合の損害補償まで検討されています。

この「協力システム」が動き出すと、現実に日本が武力攻撃を受けなくても「避難」や「収用」「警戒」などの訓練を、平時からおこなうことになります。これに協力しない人は「非国民」ということになるのでしょうか。国民保護法制は、まさに「戦争をする国」づくりの中心になる恐るべき法案です。

